

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA県A市所在のB学園に自動車運転手として勤務していたが、同年〇月〇日、同社内車庫において、マイクロバスを清掃するため台椅子に上がって窓を拭いていたところ、バランスを失って転落し、左手を地面についたため負傷した。

請求人は、当日、Cクリニックに受診し「左橈骨遠位端骨折」と診断され、翌日には、D病院に転医して「左橈骨尺骨遠位部骨折」と診断され、同月〇日から入院加療した。請求人は、退院後も同病院にて療養を継続しており、平成〇年〇月〇日以降も労働することができなかつたとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、D病院への受診日に係る休業補償給付のみを支給し、それ以外の日に係る休業補償給付は支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、受診日以外の日についても労働することができず、休業する必要があると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人の左手首の状態について、E医師は、平成○年○月○日労働基準監督署受付けの意見書において、「○月○日の時点で骨癒合完成。」、平成○年○月○日以降の軽労働の可否について、「軽労働に関しては可。疼痛の許す範囲の中では制限は必要なしと考える。」との意見を述べている。また、F医師も平成○年○月○日付けの意見書において、「抜釘術後の経過期間、X線所見、手関節可動域から考えて、疼痛や機能障害が残存するものの、軽作業は可能と考えられます。」と述べている。請求人らは、左手首のみならず、左肩や左わき腹などにも痛みや運動制限などがあり、日常生活にも不自由をしていることから、就労は難しい旨を主張するが、すでに骨癒合は完成しており、主治医を含め2名の医師が軽作業に従事することは可能である旨の意見を述べている。当審査会においては、請求人らの主張について慎重に検討したが、すでに受傷日から1年以上を経過し、患部の骨癒合も完成しているとの事情からみて、主治医らの判断は妥当であり、請求人らの意見は認められないものと判断する。

なお、請求人らは、運転業務に従事することが困難であるため、就労不能である旨の主張を行うが、「判断の要件」に示されているとおり、労災保険法上、「労働することができない」とは、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないことを意味するのではなく、一般的に働けないことをいうものであり、軽作業に従事できる場合には、これに該当しないものであることを確認的に付言する。

#### 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日から同月○日までの休業補償給付のうち、受診日に係る分のみを支給し、それ以外

の日の分を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。